

令和8年第7回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和8年7月2日（木曜日） 15時00分～16時50分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳、 2番 小野 隆壽、 3番 高畠 千恵美、 4番 飛高 聖悟、
5番 小野 美智子、 6番 伊藤 文士、 7番 竹中 裕子、 8番 山田 美之、
10番 吉岡 薫、 11番 波戸崎 孝、 12番 三又 勝弘、 13番 山田 裕也、
14番 矢野 弥平、 15番 笠村 由喜、 16番 塩月 吉伸、

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁、 佐伯3区 寺嶋 雅昭、 弥生1区 一瀬 雄二郎、
蒲江2区 塩月 邦彦、

事務局： 事務局長 甲斐 宏一、 総括主幹 山田 祐郎、 副主幹 伊東 顕雄、 副主幹 大良 栄一、
副主幹 三股 幸子

農政課： 副主幹 矢野 允彦、 副主幹 荻 隆司

議事日程

議案第 16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 17号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 18号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②農地賃借料情報について

③佐伯市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更の意見聴取について
（農政課）

④農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

定刻になりましたので、只今から令和8年第7回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、9番、田原俊秀委員、17番、夢田寿志委員です。

農業委員17名中、本日の会議の出席者は15名です。

よって、農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立したことを報告します。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定により、各推進委員に係る案件のみとされておりますので、お知らせします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、議案第16号から、その他の③佐伯市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更の意見聴取についてまでですので、当該案件の審議が終了した推進委員は順次退席していただいて結構です。

それでは宮脇会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。先ほどの検討会に引き続いての総会ということで、よろしくお願ひしたいと思いますが、第7期の我々農業委員、そしてまた推進委員の今日の定期検討会、これが最後の会ということになります。任期は7月の19日までということでありまふ。

今度8期の農業委員さんにつきましては、昨日、佐伯市議会の最終日に同意案件が提案されまふたけれども、原案通り可決されたと、同意されたとということで、合同新聞の方に皆さん方の名前がずっと上がっておりました。おめでとうございまふ。

私も6期7期と務めさせていただきまふたけれども今月の19日をもって退任することとなりました。

振り返ってみまふと、全く農業委員会のことについて知識のない私にいきなり農業委員会の会長になれということで、皆さん方の推薦をいただきまふてこれまで6年間会長を務めさせていただきました。

最初の頃はですね、三又委員、塩月委員の方からいろいろとご意見ご助言をいただきながら、少しずつでありますけれども会長職というのがこういうものかというのを認識しながら、日々やって参りました。

基本的にこの農業委員会というのは、皆さんの合意形成が一番でございまふて、要するに、1人の意見が幾らどうであろうと、皆さんの賛成多数で決まるといふことにはなりますが、自分の方からそういった意思表示はできるだけしないような形で、皆さんの意見を大事にしながら、審議をさせていただいたというふうにおもっております。

無事に6年間の務めさせていただきましたけれども、残念ながら局長と総括が飲酒運転で退職されるということは非常に残念でありますけれども、もうこれ起きたことですから仕方がありません。ただ1つ、この6年間でよかったことは、広報誌です。

農業委員会だより、広報委員会の皆さんが、使命感を持って10号まで発刊されたということが一番の私にとっての思い出かなというふうにおもっております。

今回でもですね、農業委員の選任同意案件の中でもですね、本匠地区から誰1人、農業委員がないということで、議会の方でも苦情の意見が出たということでもありますけれどもこれも、やは

り、農業委員会だよりを 10 号まで発刊したからこそだと思ふんですよ。

農業委員会に対して、地域の方々が認識を新たにしてですね、地元で農業委員がいないという危機感を覚えるようなことが起きたということは、やはり、農業委員会だよりがやっぱり一番の要因かなというふうに思っているところでございます。

いずれにしても今月 19 日で私はもう退任しますんで、あとは、新しい 8 期を同意された委員の皆さんで、新しい会長を決めて、さらに前を向いてですね、精進していただければというふうに思っております。

皆様の活躍を祈念しながら、お礼の挨拶をさせていただきます。

それではですね、今日の議案に早速入っていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願い致します。

(局長)

ありがとうございました。

これより先は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

はい。大変すいません。

議事に入る前に、今日刃田副会長が欠席されております。

刃田副会長、今度大分県での九州担い手サミットの大会に向けていろんな話し合いと、認定農業者協議会の総会、副会長しておりますんで、そちらの方にどうしても出席しなければならないということで、皆さんによりしくお伝えくださいということでございます。

このことを報告するの忘れておりました、よろしくお願いします。

それでは議事進行を行いたいと思いますが、農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

議事録の署名を、13 番山田裕也委員と 2 番小野隆壽委員にお願いします。。

それでは議事に入る前に事務局から、議案の説明をお願いします。

(事務局)

着座にて説明させていただきます。

議案書の 2 ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第 16 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての件数は 7 件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、6,141 m²です。

議案第 17 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についての件数は 2 件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、2,152 m²です。

議案第 18 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての件数は 3 件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、854 m²です。

議案第 16 号から 18 号に関する合計件数は 12 件、合計面積は、田が 6,310 m²、畑が 2,837 m²で、総合計面積は 9,147 m²です。

以上のとおりです。

慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、議案第 16 号かな。

農地法第 3 条の規定による許可申請についてを、議案審議いたします。

議案書 3 ページの 3 条の 1 番について担当推進委員欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。今回、今回の申請は、無償譲渡による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の 2 人で行う予定とのことです。

無償譲渡で農地を取得した後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 246.03a となります。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 3 条の 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 1 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 3 条の 2 番について、事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は、自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人 1 人で行うとのことです。

贈与で農地を取得した後は、野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 7.99a となります。

今後、農業を行う上で申請後周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして寺嶋推進委員お願いします。

(寺嶋推進委員)

申請地なんですけど、譲受人は申請地の隣に自宅がありまして、管理上特に問題はないかと思えます。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の3番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で杉苗と野菜と栗を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の2人で行うとのことです。

売買で農地を取得した後は杉苗を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は217.14aとなります。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見はいただいております。

今後農業を行う上で申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の3番について、これより意見等をまとめたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の4番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と担当推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で、杉苗と野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の2人で行うとのことです。

売買で農地を取得した後は杉苗を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は222.63aとなります。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見はいただいております。

今後農業を行う上で申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進からの意見が述べられました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかがございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。矢野委員。

(矢野委員)

お尋ねします。今やってるんですけど、買う人は同じ人ですね。

3番の人が買って4番のこの面積が何か違う。この500なんぼを足さないけんのじゃないの。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

3番で所有権を取得した耕作面積の合計が、768㎡を足したら、217.14aとなります。

続いて、4番の議案で217.14aと、今回、売買で取得する土地の面積549㎡ですね。

それを足したら、単位もちょっとaですけれども、足したら222.63aということになります。

(会長)

いいですか。矢野委員。

549㎡、こっちは。そして、累積っちゃうか、耕作面積はaでいってますから、そこの違いじゃないですか。

(矢野委員)

納得しました。すいません。aと㎡やけん、5.4なんや。

(会長)

はい。そういうことですね。

他にどなたか、ご意見ございますでしょうか。

はい。吉岡委員。

（吉岡委員）

今矢野委員の発言の中にあっただすけれども、譲受人が同一人物なんですね。

説明はそれぞれ個別の案件で、譲受人の譲受後の耕作の状態等は全く同じ説明を2回していただいたすけれども、こういった場合、図面を見ても、それぞれ、上下、2筆になってたと思います。

これは4番で、3番はその上の畑地ですね。

ですから、この譲受人がどれぐらいの農地を、今回譲り受けて杉苗を栽培するに至ったのかという説明をするためには、これ1つの案件でやっぱり説明すべきなんではないかなと思ったところなんすけれども。

個別の案件で話すのではなくて、譲受人が単独でこれ同一案件で、譲渡人がそれぞれ、筆ごとに違いますよということなわけですから。

よりわかりやすい説明をしていただけるのではないかなと思ったんですけど。

（会長）

事務局、何か、言いたいことありますか。

（事務局）

今の質問にお答えしたいと思います。

3条の案件になりますと、譲受人と譲渡人が同一であればまとめてできるんですが、譲渡人が今回違うということで、別案件で出しました。

しかし、その説明がですね、一緒にわかりぐつが良い。

これで言えばですね、上にもう一方の方が入って、同じ提案でも、別の項目でよろしいということであればですね、次回からそういうふうに対応したいと思います。

（会長）

良いですか。

（吉岡委員）

はい。

（会長）

はい。他にございますか。

はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の5番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も合わせてお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻と知人で行うとのことです。

売買で農地を取得した後は、米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 5.80a となります。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

今後農業を行う上で、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進からの意見が述べられました。

それでは 3 条の 5 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。はい。ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 5 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして 3 条の 6 番について事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人 1 人で行うとのことです。

売買で農地を取得した後は、野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 1.29a となります。

今後農業を行う上で申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして寺嶋推進委員をお願いします。

(寺嶋推進委員)

最初の画面に戻していただけますか。

このちょうど 4 番のところに〇〇さんという自宅があるんですけど、この自宅をですねこの譲受人〇〇さんが購入されてですね、実際〇〇さんになってるんですけど、譲渡人の〇〇さん。こちらは〇〇さんの兄弟で、所有者は〇〇さんだったんですけど、〇〇さんがですね、この宅地を、実際は古い家が建ってるんですけど、そちらを購入して、一応 7 月、この秋には新築を、家を建てられて、そのあと、今草だらけなんですけど、そちらの方を畑をつくられるということで、特

に問題ないかと思います。

以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の7番について、事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は、交換による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は、自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の2人で行うとのことです。

交換で農地を取得した後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は19.99aとなります。

今後農業を行う上で申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして寺嶋推進委員お願いします。

(寺嶋推進委員)

はい。同規模所有処理、地元の方で、兄弟で交換するということなんですけど、特に問題ないか
と思います。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の7番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第3条に関する7件の審議を終わります。

それでは、議案第 17 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。
議案書 5 ページの 4 条の 1 番について、事務局の説明の後、田村推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。農業委員会事務局の大良です。座って説明させていただきます。

正面の電子黒板画面をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第 2 種農地の畑です。

申請用途は農地造成です。面積は 403 ㎡、盛土高の最大は 0.7m の計画です。

申請地は、隣接農地や農道より低くなっており、雨水がたまりやすい状態です。

それを解消するために、農地造成を行います。盛土を行う際は、土砂の流出、崩壊に注意して施工するとのことです。

造成完了後の雨水は、自然浸透いたします。造成完了後、栗などを栽培する予定です。

なお、盛土用の土は、申請者が経営する土木会社が行った建設工事などで発生した残土を活用します。残土はすべて通常の建設工事から発生したもののため、農業に不適切なものは含まれていないとのことです。

水利権については、波越耕作組合から、転用は差し支えないとの意見書が添付されています。

許可基準は、第 2 種農地の許可基準に該当します。

議長、推進委員さんがちょっと退席されておるようなので、私が意見書を読み上げさせていただきます。

(会長)

失礼しました。

(事務局)

はい。では、担当推進委員さんの意見書を読み上げさせていただきます。

総合意見問題ないと思いますとのことです。

よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、4 条の 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。飛高委員。

(飛高委員)

期間はどれぐらいですか。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

はい。お答えさせていただきます。期間は3年以内を計画しております。

3年以内に造成を行い、栗の苗を植える予定という計画です。

よろしくお願いします。

(会長)

他にございませんか。

はい。ないようですので取りまとめたいと思います。

それでは4条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして4条の2番について、事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。4条の2について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

申請者は、農地造成を行い、ナス、ピーマンなどの野菜を栽培する計画です。

事業計画は、面積が1,749㎡、盛土高が最大2.99mの計画です。

盛土を行う際は、土砂の流出、崩壊に注意して施工を行うとのことです。

雨水などは、排水路を新設し、処理します。水利権はありません。

また、申請者は現在転用許可申請と並行し、大分県へ盛土規制法の許可手続きを行っております。

そのため、本農業委員会総会で、許可相当の判断をいただいただけた場合、大分県の盛土規制法の許可を受け、申請者には許可証を交付することになります。

なお、大分県の盛土規制法担当に確認したところ、農地転用の許可が許可相当と判断が出次第、盛土規制法の許可も、7月中にはおりの見込みとのことです。

なお、この農地法の許可基準は、第2種農地の許可基準に該当いたします。

以上ですよろしくお願いします。

(会長)

はい。続きまして一瀬推進委員をお願いします。

(一瀬推進委員)

はい。これ、もう1回見た案件ですよ。

現状ですね、前回見たときより相当竹がですね、ぼうぼう生えてて、これ、大丈夫かなっていう感じがするんですけど、盛り土をしてやっていくということなんで、県の許可取れ次第っちゃうことなんで問題ないと思いますが、よろしくご検討ください。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。吉岡委員。

（吉岡委員）

今の説明ですと、農地転用の順当性が認められた場合、盛土の方の許可も出されるという説明だったと思うんですけども、盛土の許可があって転用の許可という順番じゃなかったですかね。

（会長）

はい。事務局。

（事務局）

はい。ありがとうございます。

基本ですね、この盛土の許可と農地転用の許可はほぼ同時に出すような流れになります。

申請の手続きで前後する場合もあるんですが原則ですね、農地転用の許可がおりない以上は、盛土規制法の許可があっても現場に入れないということになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

（会長）

よろしいですか。

（吉岡委員）

前、法規制の説明がこの場でありまして、その時に聞いた限りでは、盛土の規制の許可をまずは受けなければ、農地転用は認められませんよ、という説明だったように記憶しておるんですけども。ですから盛土許可がまずありきではないんでしょうか。

（会長）

はい事務局。

（事務局）

ありがとうございます。

こちら自分が担当になってですね、いろいろ研修会等参加し、又は、大分県の盛土規制法の担当と協議する中では、今、吉岡委員からご指摘をいただいお話はいただいてなくてですね、制度的には、同日付けが一番好ましいというところがあるように、確認はしております。

すいません。ちょっと答えになってるかわかりませんが、よろしくをお願いいたします。

（会長）

いいですか。

はい。他にございませんか。

はい。他にないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第4条に関する2件の審議を終わります。

それでは議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書6ページの5条の1番について、担当推進が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も合わせてお願いします。

(事務局)

はい。お待たせいたしました。

5条の1について説明させていただきます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の畑です。

転用者は、申請地に隣接する所有地、地目田でですね、転用届にて、農業用の通行路を整備しております。

今回、県道からの進入路を確保するために、申請を行っております。

なお、令和8年2月ごろにすでに事業を実施しているため、始末書が添付されております。

新たに工事を行いませんので、土砂の流出、崩壊の恐れはありません。

雨水は自然流下いたします。水利権はございません。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当いたします。

では、続きまして、担当推進委員からの意見書を読み上げます。

総合意見、問題ないと思われるが、当該農地の興人のパイプラインが地下に通っているのとはということなんですけど、パイプラインはちょっと無いようにありますので問題ないかと思います。

はい。よろしくお願いします。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の2番について、事務局の説明の後、塩月推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。では、5条の2について説明させていただきます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の畑です。

申請内容は、駐車場の用途によるものです。

申請地に譲受人の来客用並びに地元地区でのイベント時の地区民の駐車場、そして、海水浴客用の駐車場として、車20台分のスペースを確保します。

譲受人は、自宅の来客用の駐車場が不足しておること、さらに、地元区長との話で、地区イベン

ト時に地区民が使用する駐車場が不足しており、その駐車場として、また、海水浴場、こちらの近くに、葛原の海水浴場があるんですが、海水浴場の利用客用の駐車場がないため、整備する計画です。

なお、地元区長からの合意書が提出されております。

また、すでに令和8年4月に事業を実施していることから、始末書が提出されております。

新たに工事はいきませんので、土砂の流出、崩壊の恐れはありません。

雨水は自然流下します。水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

以上です。

(会長)

はい。続きまして塩月推進委員お願いします。

(塩月推進委員)

はい。特に問題ないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員の意見が述べられました。

それでは5条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは5条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして5条の3番について事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

5条の3について説明いたします。

申請地は、概ね300メートル以内に高速自動車道インターチェンジ出入口が存在する、第3種農地の畑です。

申請地の用途は駐車場となっています。

これ、先ほど寺嶋委員から3条のときにお話がありましたこの図面にありますとおり、5703の宅地をですね、譲受人が購入し、関連して5708、ここに駐車場を整備する計画です。

あと、3条の関連で5702番を購入し、農地として農作業を行う予定です。

はい。そして、すいません。ちょっと画面のところ5条の1となっておりますが、これ5条の3の誤りです。申し訳ありません。

そして、今回この申請地に駐車場整備する理由なんですが、宅地にはですね自動車の乗り入れが容易ではないため、申請地を転用し、駐車場スペースとする計画です。

駐車場は自宅用1台、来客用2台、計3台分のスペースを確保します。

造成工事は行いません。申請者自身が整地を行うとのことです。
整地は土砂の流出、崩壊に注意しながら施工するとのことです。
雨水は自然流下します。水利権はありません。
許可基準は、第3種農地の許可基準に該当いたします。
よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。続きまして寺嶋推進委員お願いします。

(寺嶋推進委員)

先ほどの案件なんですけど、こちらの方に自宅を建てて、倉庫を建てたら駐車場がないということ等で、特に問題ないかと思います。
以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。それでは5条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第5条に関する3件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第16号、農地法第3条の7件につきましては許可したいと思います。

議案第17号、農地法第4条の2件につきましては許可したいと思います。

議案第18号、農地法第5条の3件につきましても、許可したいと思います。

続きましてその他の項目の①非農地証明願についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願1番を説明いたします。

申請地の調査は6月16日に担当区の一瀬推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市弥生大字大坂本の1筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和50年ごろから、周辺農地への進入路として長年使用し、約51年経過しております。現況は前方画面に映し出しているとおりで、進入道路として、日常生活上不可欠な通路として使用されているものであり、かつ転用後20年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第2の5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、一瀬推進委員お願いします。

(一瀬推進委員)

はい。問題ないと思います。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号2について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願2番の説明をいたします。

申請地の調査は6月16日に担当区の坂本推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市上浦大字浅海井浦の2筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成10年ごろから、耕作放棄されたため、樹木等が自生し山林化しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第2-4に該当いたします。

なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

番号3について、事務局の説明の後、松本推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願 3 番の説明をいたします。

申請地の調査は 6 月 16 日に担当区の松本推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市中ノ島東町の 1 筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和 52 年 4 月ごろに、隣接地に農地法の許可を得て、住宅を建設しておりますが、本申請地は許可を得ずに、住宅の敷地に転用しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、建築物等の敷地として相当なものでありかつ建築後 20 年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして松本推進委員をお願いします。

(松本推進委員)

はい。特に問題はないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 3 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかがございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 3 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

番号 4 について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 4 番の説明をいたします。

申請地の調査は 6 月 16 日に担当区の清田推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字鶴望の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成 10 年頃に、農地法の許可を得ずにクヌギを植林し、約 28 年経過しております。

本申請地の周辺地域では、砂防工事が行われ、山林は伐採され、造成工事が進んでおります。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

なお、地元推進委員から特に問題なしとの意見書をいただいております。
事務局からの説明は以上です。

（会長）

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。
それでは番号4番について、これより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。
はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。
それでは番号4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。
以上で非農地証明願に関する4件の審議を終わります。
続きましてその他の項目②、農地賃借料情報についてを議題といたします。
それでは事務局より説明をお願いします。

（事務局）

はい。まず、お手元の資料、佐伯市の農地賃借料情報という資料をご覧ください。
内容についてご説明させていただきます。
農地法の改正により、従来の標準小作料は廃止され、同法第52条の規定により、農業委員会が賃借料の状況を、情報の提供を行うこととなりました。
本市において、令和7年1月1日から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準については、以下のとおりとなっております。
まず上段は田（水稻）の部ということで米の部分だけでまとめたものとなっております。
平均額が8,000円。最高額が1万2,500円、最低額が3,000円となっております。
今回米の物納に関しては、農協の7年度分の2等米ヒノヒカリの2等農協分を換算して計算しております。
金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
そして下段の畑の部。
水稻以外の部分につきましては、平均額が1万800円。
最高額が6万600円、最低額が2,000円となっております。
畑については、条件が異なるため、参考数値としています。
事務局からの説明は以上です。

（会長）

ただいま事務局より農地賃借料情報について説明がございました。
これより質問等を受けたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。
はい。山田委員。

（山田委員）

すいません。日付の方は、これ、空欄になってるんですけども。

(事務局)

日付は農業委員会で、議案がとおりました日付を今日付で入れる予定となっております。

(山田委員)

はい。了解しました。

以上です。

(会長)

他にございませんか。

はい。他にないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは農地賃借料情報について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで承認したいと思います。

以上で農地賃借料情報についての審議を終わります。

それではですね暫時休憩しますが再開を 16 時 5 分としたいと思います。

休憩

時間がききましたので再開したいと思います。

よろしいですか。

はい。それでは再開します。

その他の項目の③佐伯市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更の意見聴取を議題といたします。

番号 1 について、農政課の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いいたします。

(農政課)

はい。改めましてお疲れ様です。佐伯市役所、農政課の荻と申します。

4 月から、農振農用地の担当させていただいております。

今後ともよろしくお願いいたします。

それでは座って説明をいたします。

申請番号 1 についてご説明します。手前の画面をご覧ください。

申請地は、弥生大字床木の農用地です。当該農地は現在耕作はしておりません。

また企業が工場用地を探しておりまして、申請地は、転用予定者の本社と、高速道路佐伯インターチェンジとの中間地点であり、地理的条件や運搬等の利便性、敷地面積等の広さを考慮して選定しているとのこと。

申請地は第 2 種農地にあたり、除外がなされれば転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われます。

説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、一瀬推進委員お願いします。

(一瀬推進委員)

はい。この案件はですね、ちょっと私も非常に難しい宿題っていうか、除外について初めてなんでよくわからないんですけども、現状はですね、もう6年ぐらい前ですかね、盛土を80 cmから1mぐらいして高くなってるんですけども、その後農業はされてなくて、私もコスモスの推進してるので、1度だけですねコスモスを植えさせてもらったんですけども、それ以外はずっと放置ということなんですけども、今回工場用地として売買するということになってるようなんですが、非常に寂しい話だなと思ってます。

ここは床木の中でも特1等地なんですね。

農業従事してる我々の仲間も非常に残念がるっていうか。この話はしてませんけども、そうなんじゃないかと。

こういう事例が出ると他の方々にも非常に影響が出てくるんじゃないか、盛土して、ある程度時間たてば売買できるんだなという。非常に参考になる、いい意味で、悪い意味ですかね、参考になるのかなあと。

お手本になるような形になるんじゃないかなということをちょっと私危惧してるんですけども。皆さん、私よくわからないので協議のほどお願いしたいと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

農政課からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号1番についてこれから意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。矢野委員。

(矢野委員)

14番矢野です。

実際私たちも局長とここ見に行きまして、現地に入りまして、ここまでそうなかった。1つね、何かの看板みたいな建っててですね、売地と。何これというぐらいのことで。

不動産屋さんの立札。それはちょっと、何でっていうところで、それ引っかかっている、これ何っていう感じです、今は。

あとはどうかじゃなくて、埋めてその後、もうこれか、看板建つんかっていうぐらいで、これがいいのかな、これいいのっていう感じは、十分持ってます。

他の意見も出たんですけど、これじゃあ田んぼ埋めちゃえば除外してくれるんかちゅうような、ひどい意見聞きましたんで、ちょっとこれは討議する必要があるなと思ってます。

以上です。

(会長)

他にございませんか。

事務局の方で何か。意見あります。ない。

はい。

(波戸崎委員)

11 番波戸崎です。

地域性のことを考えたときにですね、例えばこの景観を考えたときに、ここが工場になるっていうのが、やっぱり地区民の方達はどう思うのかなとかっていうところが、あるのかなと思うんですけど。木立や稲垣なんかは、多分土地改良区があったりして、皆さんで田んぼを守っていこう維持していこうという動きがあると思うんですよね。

そこで綺麗な農地性があったり水田があることによって、その地域のよさっていうのが生きてくるような働きかけになると思うんですけど、すぐそこに工場ができる、すぐそばにやっぱり民家があったりとかもするじゃないですか。

そういうことを踏まえたときに、そこに工場を建てるっていうことを、その地域の方達はどう思われるのかなっていうのがすごく気になります。

(会長)

はい。事務局、何か答弁ありますか。

(農政課)

そうですね、あの工場についてですね、ちょっと地区の皆さんのどこまでの合意形成ができていくかというところは、まだ確認は取れてないんですけども、一応水利組合の方からの同意書というかですね、一応条件を、付帯条件を付した上でですね、同意をするというような水利組合からの意見書はいただいておりますということでございます。

(一瀬推進委員)

水利組合、私あの会計やってるんですけども、確かに判は押したんですがその水利に関するものについてはOKよ、承諾はさせていただいた、会長とともにね。

それは確かなんですけども、環境とか周囲の人の、本音というのは聞くべきじゃないかなと思いますね。

(会長)

はい。どなたか意見ございますか。

なければですね。

はい。飛高委員。

(飛高委員)

具体的に、どういう工場になるっていうのがもうはっきり、計画あるんですかね。

(農政課)

はい。審査表をお手元にお配りしておるかと思うんですけど、予定されてる企業さんは〇〇さんという、狩生に工場を持たれている企業さんです。

(飛高委員)

これはやっぱり農業委員が、農振の除外を許可したらもうそのまま、なるわな。

ほいでまた申請があるだろし、ちょっと問題点は問題点として、さっき地元の推進委員が言うた問題を、できたら、地元との協議ができるような格好っていうのはできんのか。

そういうの農業委員会のできるのかな。

付帯事項というということで、未来は水利だけの許可っていうけど、やっぱり水利組合も、みんなが田を作りよる組の水利組合じゃけな、水利組合もやっぱり意見があってもいいんじゃないかと思う気がするけどな。

それと地区の区長さんも含めて。難しいんが出るというだけかもしれんけどな。

(矢野委員)

いいですか。矢野です。

これいろいろ意見あると思うんですけど、ここでもしOKが出ると、私はまずいと思います。

それなら埋めればいいのかというような話も聞いてますんで、ここはもう一度審議をしていただきたい、もっと地区の方とも協議していただきたいという気持ちを持って、時期尚早じゃないかということで、ちょっと次回にまわす。決して却下するわけじゃない。却下するわけじゃないんですけど、ちょっと時間を置いてもう一遍、地区との話し合いとか、後のことを考えれば、こういうこと駄目っていうこともあるんで、一時、ここは時期尚早でないかということで、却下じゃないんだけど、時期をおくらせることもどうかと思います。

ちょっと却下ってあんまりだろうけど、そういうことで、ある程度向こうに反省してもらわないといけんだろし、地区でのお話し合いも十分してもらいたいと。

私はこう思っておりますが、以上です。

(会長)

今度ね、農業振興協議会が開催されたときに、農業委員会としての意見を述べる、ですから、皆さんでまとめた意見を、今度の会長さんが、次の振興協議会で農業委員会の意見を述べると、そういう形になります。

だから、もし仮に振興協議会で除外の申請が通れば、また再度、農業委員会に帰ってきて、転用の、5条の審査をすると、そういう形になります。

はい。波戸崎委員、どうぞ。

(波戸崎委員)

波戸崎です。

その審査表のですね7番8番をちょっと改めて見さしてもらったときに、高速が近いからこの場所を選んだっていうところも条件の中に入ってあったりするんですね。

8番で、その代替地の検討をしたけど見つからなかったっていうのがあるんですけど、やっぱりいろいろ水利組合の方だったりとか、地域の方だったりとかどんどんどんどんその関わる人たちが増えていけば、この場所じゃないよ、他の代替地っていうのが見つかったりするんじゃないのかなと思うんですよね。

やっぱりその地域の人も、その場所やったらいいよっていうところを、逆に情報として提供でき

たりとか、そういうこともやっぱり地域としては働きかけをしていくことで、より適した場所が見つかるように、関係機関が善処していけないものかなというふうにちょっと思いました。

（一瀬推進委員）

はい。候補地はいっぱいありますけどね。もうすぐ薦めたい。

もっと〇〇さんに近い場所もあるんですよ、実際。そういう人とも、私もこないだ話したんですけどね。

この案件、この申請者も1つ下で、同級生の人とかも話してて、うちの方が便利なんじゃないのっていう人もいますよ、うちの空いた土地があるけどねって。

そこも自分自身の私費で、造成っちゅうか2区画田んぼがあったのを1つにまとめて綺麗にするんですよ。

いつでも売れるような状態にはしてるんですけども。

そういうのもあるんで話し合いによってはね、もっと、〇〇さんにとってもいい土地が見つかる可能性はありますここよりも。ここはちょっとね、家が、この左の奥の方に行ったところに1件家があるんですけど、この方が自分の家に行くのに、今、軽トラも難しいところなんですよ。

右に狭い土地がありますよ、道が。その方がですね、この申請地をいつも通るのに怖くて、もう75歳ぐらいの人なんですけど、手前の、1274-1の、右下っちゅうんですか、右下の角の下に青い色があるんですけど三角の、そこがご自分の土地で、そこに小屋建ててそこに車庫を作って、歩いてね、足の悪い人なんですけど、日用品を買ってもそっから歩いてきよんで、申請者にもう以前から、10cmでもいいと、20cmでもいいけ土地を売ってくれんかのという話があったんですけども、断り続けられて。何十年も草刈もしてあげてるんだけど、自分が通る道のその細い道の左っかわの申請地をね、お礼の一言もないって。そういう状況。

1274-1の〇〇、私の〇〇なんです。

これがまた、これ知ったらすごいことになるかって言うことになりますね。

この人は凄い。僕、〇〇なんだけど、僕は〇〇なんだけど。前の県道、〇〇に抜ける道ができましたよね。右に〇〇トンネルがあんですが、〇〇トンネルもあって、峠を通過して〇〇に行くんですけど、その〇〇トンネルんところに、高速道路ができたがゆえに水が県道を通過して〇〇さんという〇〇の家の方に、入っては来ないんだけど、入ってきそうにいつもなってるの。市と県に言ってますね、県道ですから、3000万ぐらいかけて、あんたの方の家に行かないようにするってことで、やっと10年以上言い続けて、そういうことをやった人なんで、今回の申請がわかるとかなり〇〇んじゃないかなと思います。

だからもう二方だけでも、ちょっと危険性があるというか素直に除外できないようなことになるんかなあという気持ちがあるんで、売った後、市が許可出した後に、そういうことが分かったら市に言ってくると思うんですね、この2人は。だから、非常にちょっと難しい。

僕も立ち位置が難しいんで、どうしたらいいかなと思って非常な難問です。

よろしくお願いします。

（吉岡委員）

農振除外とか編入には周辺の農地の利用者とか居住者の皆さんの同意が必要なんじゃないんですか。ここはちょっと私よく知らないんで、知りたいんですけど。

(農政課)

はい。農業振興地域ですね、整備に関する法律というのが、我々略して農振法という言い方よくするんですけど。

農振除外に際してはですね、一応6個要件がありまして、周辺住民の同意というのは、この中には盛り込まれていません。

例を挙げるとですね、先ほどのお話があったその代替する用地が他にないこととかですね、或いは、農用地の集積をもしされる考えでおられるような認定農業者さんがこの地域にいて、その集積に、ここを除外した場合に、そういった集積に影響がないとかですね、そういった要件があります。

そういった6つの要件を満たせば、農振法上は、除外の要件を満たしてるということになります。

(吉岡委員)

現状、6つの要件を満たしておるといえる案件なんでしょうか。

(農政課)

そうですね。担当課としましては、この農振法の6要件を満たしたというふうに判断して今回農業委員会さんの方にご意見を伺っておるところでございます。

(会長)

どなたか意見ございますか。

何か意見がないと。まとまらんと、次、農業振興協議会に、農業委員会としての意見が出せませんから。

(波戸崎委員)

会長、やっぱり近隣住民の心情を鑑みて、言ったらそこに工場が建ちますというお話もまだされてないわけじゃないですか。

ここに工場が建つかもしいないっていうお話をして、近隣住民がどう思われるのかってということも鑑みたときに、そのために一瀬さんとかがいらっしゃると思うんで、そういう感情がちょっと、近隣住民の人の思いがちょっと違う方向にあるというんであれば、やっぱり適した代替地を、もう一度検討してもらってというような働きかけをしてもらったらいんじゃないのかなとは思います。

はい。

(会長)

他に。意見はございませんか。

なければですね、今は波戸崎君が言われた、近隣住民の方の意見を聞く機会かな、機会を作るっちゃうのか、そういうふうな、聞いた後に判断するっちゃうことになるのかな。

そういう考え方で、農業委員会としては、出すということですか。

それでいいですか。

だけど、もう1つ、今、事務局が言ったように、農振除外のための要件が満たしておって、なおかつ、農業委員会が、1回、除外の申請が、その意見として了解しましたよっちゅうような意見を出した場合に、5条で帰ってきたらそ、それを今度認めんといけんような状況にはあるんですよ。

だからちょっとそこんところ、どういうふうに判断するか。

大良君、5条の申請が出た場合に、近隣住民の意見を聞かなければならないちゅうような条件はあるんですか。

(事務局)

はい。お答えさせていただきます。

工場の規模と内容にもよると思うので、ちょっと一概には言えないかと思うんですが、書類として、その同意書、近隣住民の同意書または代表である区長の同意書を求めない場合もあります。ただ、これはですね私どもが通常の転用を規模にかかわらず、隣接農地の方々に、口頭でもいいので、同意、話をしておいてくださいとは言っております。お願いいたします。

(塩月委員)

議長。ちょっと、確認したいことがあるんですけど。

(会長)

はい、塩月委員。

(塩月委員)

嵩上げ盛土申請を五、六年前にやってるんですよ。

それから、その時の内容は、この後盛土が終わったら何をするっていうことになってたんですか。

(事務局)

はい。こちらがですね令和3年に申請があり許可がおりておりました。

そこで、盛土が終わった後には野菜を植えるという計画だったと記憶しております。

よろしくお願いします。

(塩月委員)

はい。じゃあですね、さっきあれで見た場合は、雑草しか生えてませんよね。

この何年間の間に1回でも野菜を植えた確認がとれますか、一瀬さん。

植えてませんということは、ソーラーと一緒に計画的じゃないですか。そうとられても仕方ないですね、反対に考えれば。大概の人が大体、そういう栗を植えるとか柿を植えるとかみかんを植えるとか言ったら大概植えてるんですよ。

だけど複数年経ってるのに1度もそういう行為がなかったということは、ちょっとそこもおかしいですよ。以上です。

(飛高委員)

造成をした後、何か植えるという申請が出るんですけど、それをチェックしてきよったら大変なことになると思うんよな。

もう件数が結構、植えてない人が多いんで、それはもう言いようになるけど。じゃあそれを農業委員会でやるかということになるわな、それおかしいっていうことになる。本来はおかしいんだけど、結構蒲江も、県が、治山事業した後捨てる場所がないから、嵩上げて申請をだす。おそらく県がタッチしてる部分があると思う。

それを本当にやるんだったら、過去の何年かさかのぼって、みんなでチェックして、これおかしいというようなことをやらんといけんというのが1つと、農振の除外の条件を満たしておるけど、6項目の、ただ農業委員会とか地元の推進委員さんからの意見を聞くと、こういうような問題が指摘されたというようなことで、農振の協議会にもうあげるしかないんじゃないの。

それで5条でまた帰ってきたら帰ってきたで、もう農振の認めちやるしか仕方ないのかな。ただその地元との協議ができるような努力を、してもらいたいと思います。

(会長)

はい。他に。

はい。波戸崎委員。

(波戸崎委員)

たびたびすいません。

先ほど一瀬推進委員がお話してたみたいですね、その〇〇さんに対しても、もっとよりよい条件の代替地が見つければ、結構その話はスムーズにいくのじゃないかなっていう思いもあるんです。その代替地を薦めるために、その地域の方のいろんな意見が必要なのかなというふうに考えますけど。

以上です。

(会長)

まとまった意見にならんようにあるんですが、飛高委員が言われたように、今まで皆さんがしゃべったこと、意見を出されたこと、これを事務局がまとめて、それを農業振興協議会に、こういう意見が出ましたよというふうな形でするしかないですね。

波戸崎委員が言うように代替地云々ちゅう話もあったんですけど、こういうのを農業委員会が斡旋するちゅうこともちょっと、できるんかな。

そこまでちゅうのが、あるしですね、そこ、なかなか難しいところなんですけども。

もうそこんこと事情はわからんのやけど、もうさ、〇〇さんと〇〇くんとでもう決められて上がって来てるからですね、それを、いやここじゃねえでもっといいところあるんじゃないかちゅうのをさせるちゅうか、農業委員会の方で、そういうのを、斡旋するちゅうのは果たしてどうなんかな。ちょっとそこらは気になるところなだけ。

(吉岡委員)

だから事務局の説明の中で、規模によっては、意見書を義務づけできますといったような話だっ

たと思うんですよ。

今回ですね、もう面積で2丁近い面積の転用になるわけじゃないですか5条。ごめんなさい、2反、これぐらいの規模だと、その義務づけは難しいんですかね。

（事務局）

すいません。まだですね、設計図とか何もできていませんので、ちょっと私もですね、そういった話が煮詰まってくる前にですね、事前相談を受けながら、必要上取る、転用者がこれが除外申請の許可がおりた場合ですね、転用申請の許可とかの際に必要な書類確認させていただくようになるかと思うので、すいませんちょっと現時点では判断が厳しいかなと思っております。

（会長）

規模も何もまだ決まってないよね。

はい、どうぞ。

（飛高委員）

今議論してるのは、農振の協議会にかけると、農振の協議会の委員がどういう判断をするかという資料を出すということだから、一瀬推進委員が言うたこととか、農業委員言うた意見をまとめてから、農振の協議会に、もう投げかけるしかないんじゃないの。

（会長）

それでよろしいですか。

はい。矢野委員。

（矢野委員）

ただ、埋めた時点でもう立て札が立っちゃったと。

（会長）

立て札はですね、農地を農地として売する場合でも立て札建ってるんですよ、あちこち、私が知る限り。その立て札云々ちゅうのはどうなのかなと思う。

実際、大坂本にもですね、農地をそのまま農地として、売地という不動産屋の看板が建っちゃったりしてます。

委員何かある。ありますか。

（三又委員）

私も、除外申請にかけるというあれで、もう条件がそろつとるとすればですね、これはもう農業員会、今言う、農業委員が口出すところじゃないと思います。

あと、5条で上がってきたときに、どういう判断するか、もうそれしかないんじゃないですかと思います。はい。

(会長)

ありがとうございました。

農業委員会として今皆さん方から出た意見、これを取りまとめていただいて次の農業振興協議会にまとめて意見を言うということによろしいですか。

はい。じゃそのように取り計りたいと思います。

次が、番号2番ですね。

本日担当推進委員が欠席しておりますので、農政課より説明と推進の意見もあわせてお願いします。

(農政課)

はい。それでは申請番号2についてご説明をいたします。

手前の画面をご覧ください。

申請地は本匠大字堂ノ間の農用地です。

現地は擁壁が設置されており、申請地は擁壁の基礎部分及び側溝用地となっています。

平成12年ごろに、大分県の工事で擁壁が設置されており、その工事が当該農地にかかって当時の所有者が協力したと聞いております。

申請地は第2種農地にあたり、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用、もしくは非農地の見込みがあると思われます。

続きまして担当の農地利用最適化推進委員さん、稗田様から、総合意見として特に問題ありませんとのご意見をいただいているところです。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

農政課からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それで番号2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

番号3について、本日担当推進が欠席のため農政課より説明と推進委員の意見もあわせてお願いします。

(農政課)

はい。申請番号3についてご説明します。

申請地は蒲江大字森崎浦の農用地です。

現在は耕作しておりません。

申請地は、近隣の企業が資材置場用地として利用する計画として聞いております。

申請地は第3種農地に当たり、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われます。

続きまして推進委員の塩月様から総合意見として特に問題があるとは考えられませんかのご意見をいただいております。

以上です。

(会長)

農政課からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号3番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

番号3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

番号4について本日担当推進委員が欠席のため、農政課より説明と推進委員の意見をあわせてお願いします。

(農政課)

はい。申請番号4についてご説明します。

申請地は弥生大字堤内の農地です。

国、県の事業を活用して農地の整備を行い、キウイを栽培する計画です。

そのため、事業要件となっております農振農用地として今回編入を行うものです。

事業を実施することで、農地の整備が行われ、適切な維持管理が継続されることが期待されます。

よって農用地区域への編入は適当であると事務局では考えております。

続きまして、担当の推進委員さんの藤原様からご意見ということで、休耕地である農地を有効利用していただけるので、農振農用地への編入が望ましいと思うのご意見をいただいております。

以上です。

(会長)

農政課からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは番号4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

次に、番号5について本日担当推進委員が欠席のため、農政課より説明と推進委員の意見をあわせてお願いします。

(農政課)

はい。申請番号5についてご説明します。

申請地は、佐伯市大字長良の農地です。

国、県の事業を活用し農地の整備を行い、キウイフルーツを栽培する計画です。

事業を実施することで、農地の整備が行われ、適切な維持管理が継続されることが期待されます。

よって農用地区域への編入は適当であると認められます。

続きまして、推進委員の岩田様からご意見として、問題ないと思われるのご意見をいただいております。

以上です。

(農政課)

はい。農政課からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたと思います。

それでは番号5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、佐伯市農業振興地域整備計画の審議を終わります。

続きましてその他の項目④農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします
それでは農政課より説明をお願いします。

(農政課)

はい。農政課の矢野です。

よろしくお願いいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画（案）に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和8年9月1日開始分の27件になります。

内訳としまして、契約期間3年1月期のもの、配分替えて登記地目田、1筆1,210平米。

登記地目畑、2筆3,351平米。

契約期間6年のもの、契約更新で登記地目田4筆5,644平米。

契約期間10年のもの、契約更新で登記地目田、5筆6,414平米。

契約期間19年8月期のもの、配分替えて登記地目田、7筆1万320平米。

登記地目畑、4筆1,065平米。登記地目山林、1筆465平米。

契約期間20年のもの、更新で、登記地目畑、3筆1,022平米。

以上合計27筆、面積が2万9,491平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。

(会長)

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで承認したいと思います。

以上で、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての審議を終わります。

これにて、すべての日程が終了いたしました。

これをもちまして令和８年第７回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆さん、大変お疲れ様でした。

長い間本当にありがとうございました。

(16 時 50 分閉会)